

# 山口県農林総合技術センター研究報告投稿規程

平成 21 年 6 月 1 日制定

平成 25 年 2 月 1 日改正

平成 26 年 7 月 16 日改正

令和元年 7 月 8 日改正

令和 4 年 6 月 16 日改正

## 1 目 的

山口県農林総合技術センター研究報告（以下「研究報告」という。）および山口県農林総合技術センター特別研究報告（以下「特別研究報告」という。）に係る投稿の取り扱いについては、この規程に定めるところによる。

## 2 著 者

(1) 著者は、山口県農林総合技術センターの研究職員または当センターの研究職員であった者に限る。ただし、前記以外の者であっても共同研究者を著者に含むことは差しつかえない。

(2) 著者として掲載されるためには、日本学術振興会「科学の健全な発展のために」の中で例示された四つの基準を満たさなければならない。

ア 研究の構想・デザインや、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与していること。

イ 論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行っていること。

ウ 出版原稿の最終版を承認していること。

エ 論文の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること。

## 3 論 文

(1) 著者は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学省平成 26 年 8 月 26 日）」の主旨をよく理解し、公正な研究活動で得られた研究成果を研究報告に取りまとめるものとする。

(2) 研究報告に投稿できる論文は、山口県農林総合技術センター試験研究評価実施要領に規定する中間内部評価または事後内部評価において成果の取り扱いを研究報告とされた課題（以下「研究報告課題」という。）および受託試験事業で受託した課題（以下「受託課題」という。）についてとりまとめた報文または短報とする。論文は未発表のものに限り、2重投稿は厳に禁止する。

ただし、学会などにおいて口頭・ポスター発表したもので、別途発表していないものはこの限りでない。

(3) 投稿できる期限は原則として、研究報告課題については評価を受けた年度の翌々年度、受託課題については課題が終了した年度の翌々年度までとする。

(4) 短報は、報文にまとめ得ないが速やかに発表すべき内容を持つもので、分割報告の形式はとらない。研究が完成した場合の再掲載は妨げない。

(5) 特別研究報告に投稿できる論文は、完了した試験研究課題の成果を総合的にとりまとめた報文一編で博士論文相当のものとする。

#### 4 原稿の作成及び提出

- (1) 研究報告に投稿する論文は、別途定める作成要領に基づいて作成するものとする。その論文のページ数は、図表を含め原則として原稿 10 ページ以内とし、短報は 2 ページとする。
- (2) 研究報告に投稿する論文は、担当編集委員の校閲を受けた上で、編集委員会で定めた日までに編集委員会事務局に提出しなければならない。
- (3) 特別研究報告に投稿する論文は、別途定める作成要領に基づいて作成するものとする。
- (4) 特別研究報告に投稿する論文は、随時編集委員会事務局へ提出できる。

#### 5 投稿された論文の掲載採否及び順位

- (1) 研究報告は、編集委員会において投稿された論文の掲載採否及び順位の案を作成し、農林総合技術センター所長（以下「所長」という）が決する。
- (2) 特別研究報告は、編集委員会において投稿された論文の採否の案を作成し、所長が決する。

#### 6 校正及び印刷

- (1) 研究報告または特別研究報告に投稿された論文は、編集委員会が必要と認めた場合、著者に原稿または図・表の校正を要求し、あるいは説明を求めることができる。
- (2) 研究報告または特別研究報告に投稿された論文の著者による校正は原則として初校のみとし、文章、図・表の変更や追加は原則として認めない。
- (3) 研究報告に投稿された論文は、編集委員会でその内容に基づき報文と短報の区分替えを行うことができる。

#### 7 その他

この規程に定めるもののほか、研究報告および特別研究報告について必要な事項は編集委員会で別に定める。

#### 附則

- 1 平成 25 年 2 月 1 日改正は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 7 月 16 日改正は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- 3 令和元年 7 月 8 日改正は令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 4 令和 4 年 6 月 16 日改正は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。